

最高裁秘書第2734号

令和2年11月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

10月12日付で名古屋地方裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

名古屋簡裁事務官星野佳彦（令和2年8月4日懲戒免職）に対する懲戒処分書、
処分説明書及び被処分者の受領書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2784号

令和2年11月19日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

名古屋簡裁事務官星野佳彦（令和2年8月4日懲戒免職）に対する懲戒処分書、
処分説明書及び被処分者の受領書

2 苦情の申出がされた日

令和2年10月15日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和2年度（情）謝問第12号

(2) 謝問日

令和2年11月13日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2785号

令和2年11月19日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第12号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和2年11月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

・苦情申出人は、名古屋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、懲戒免職された裁判所職員の氏名は不開示情報に該当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

名古屋簡裁事務官星野佳彦（令和2年8月4日懲戒免職）に対する懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示の申出に対し、10月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件開示申出文書は、特定の職員に係る懲戒処分書、処分説明書及び被処分者の受領書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、当該職員の懲戒処分の有無という個人に関する情報が公になる。この情報は、行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する不開示情報に相当する。

(2) 苦情申出人は、懲戒免職とされた裁判所職員の氏名は不開示情報に該当しない旨主張する。しかし、裁判所における懲戒処分の公表指針においては、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表する

こととしており、苦情申出人が主張するように懲戒免職とされた裁判所職員の氏名を公表する一般的な扱いとはなっていない。したがって、懲戒免職とされた裁判所職員の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらず、同号ただし書イに相当しない。また、懲戒処分を受けることは、当該被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書ロに相当する事情も認められない。

(3) よって、本件開示申出文書につき、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。